

生涯学習における伝統文化関連学習の 現状と課題

～自治体での講座を中心として～

丸 山 登
(流通経済大学大学院)

I. 生涯学習と伝統文化関連学習

(1) はじめに

現代におけるわが国の生涯学習発展の鍵は、各世代の持つ深い学習欲求に応え得るような、対象ごとに深化した学習内容を提供できるかどうかという点にあるように思われる。生涯学習には、戦後の学校教育の一つの課題でもあった「経済社会の担い手の育成」を目指す知識教育を継続して維持することに加えて、高齢化社会における精神的に豊かな人生のあり方を保証するような学習機会を人々に提供することが期待されている。近年の生涯学習社会の提唱がより永続的なものになるために、これらの意図が的確に学習の場に反映されることが求められるが、そのための手がかりを、日本人の学習の歴史や伝統そのものの中に求めようという問題意識が本研究の出発点である。

明治以前の日本で、学問であれ伝統芸能であれ、教育において最も重要なこととして人々に認識されていたのは、師弟関係であったと思われる。学習という行為を「教える者」と「学ぶ者」という関係から捉えると、その関係にはいくつかの「型」を見いだすことができるが、そこに共通するのは、知識や技術を先に習得している者とそれを教授される者との間に知や経験の所有をめぐる緊張関係が存在するということであった。そこでは、学習内容の深化とは教える者と教えられる者との師弟関係を前提としたものであり、文字では伝達できない技能・精神の教授をも含むものであった。こうした教授のあり方¹⁾を現代において残しているのは、伝統文化の領域である。

したがって、今後の生涯学習のあり方を日本人の伝統を通して見いだそうとするならば、伝統文化の師弟関係と、生涯学習における伝統文化関連学習の実態と課題を検証することの意義は、極めて大きくかつ重要である。具体的な接近方法としては、伝統文化の担い手である流派と社会の関わり、自治体やカルチャース

82 自由研究

クールなどの生涯学習事業者の伝統文化関連学習への取り組み、そして学習者自身がどのような意識を持って学んでいるのかなどを調査・面接を通して順次明らかにしていくことが考えられるが、本稿では、まず現代における生涯学習の主たるエージェンシーである自治体の講座担当者が伝統文化関連学習にどのように関与しているのか、またどのような限界や課題を抱えているのかに論究する。

(2) 伝統文化関連学習の実態

「生涯学習社会」における、伝統文化に関する学習の学習形態を探ることを目的に、1994年6月に実施した「伝統のお稽古ごとを中心とする生涯学習実態調査」⁽²⁾を通じて、伝統文化関連学習の現状と課題を考える上での多大な示唆を得た。この調査は東京の朝日ホール「マリオン」で開催された講演会参加者を対象としたものであるため、ほとんどの回答者が首都圏在住であり、講演会参加者という性質上、高い学習意欲を持っていることが予想される限定された調査ではあるが、そこには伝統文化関連学習の現状が以下のように示された。(表1～4)

第一は、過去・現在における伝統文化関連学習の経験者は全体の56%に上り、その中では書道、短歌・俳句、生け花、茶道に人気が集中し、この4項目で全体の73%を占めていることである。第二は、学習の方法や場所としては、回答者の約25%が「公民館」を挙げたことである。民間の講座などの学習機会に相対的に恵まれていると思われる首都圏の居住者もやはり学習の場の中心は「公民館」であることが明らかとなった。なお、以下「民間の講座・教室」「個人の教授所」「自分一人で」などが挙げられた。第三は人々の学習目的についてである。回答者の45%が「余暇として」と回答し、次いで「自己啓発」「社会性の実現」などの回答が寄せられた。

この調査をもとに、伝統文化関連学習の中で、「公民館」が学習の方法や場所として中心的役割を果たすことに鑑み、そこでの学習活動の現状を、特に自治体がそれに対していかなる役割を果たすのかという点に着目しながら、把握することの重要性が示唆された。

(3) 伝統文化関連学習の特殊性

そもそも伝統文化関連学習を学校教育と比較すると、いくつか明らかな相違点が指摘される。まず学校教育の場合、その教育内容は学習指導要領によって定められており、授業は、個々の教師による教育実践の独自性は見られるとしてもほぼ標準化されている。またその評価についても学習段階ごとの評価基準が定まっていることの方が多い。これに対し伝統文化の学習では、書道、生け花、茶道の

いずれを見ても、全て師から弟子へ体を通して伝授される性格を持っているのである。西山松之助氏が指摘するように、本格的な学習には、多かれ少なかれ、「師弟関係の無意識的レベルまで含めての学習過程を通して初めて技芸の伝達が成就するというような特殊な面」⁽³⁾ があると言える。学習成果の評価基準についても、古市勝也氏が指摘したように、流派ごとの独自の評価基準があるだけで、学校教育のような標準的・普遍的な基準が整備されているわけではない⁽⁴⁾。さらに、個別の師弟関係が学習の進歩や評価を規定するという傾向も未だに根強く残っていると思われる。

しかし、生涯学習の発展を視野に入れる時、これまでの学校教育と同様に、山本恒夫氏が「学習機会選択援助システム」「学習機会提供システム」「学習成果の評価システム」という三つのサブシステムと関係づけながら説明した⁽⁵⁾ ような何らかの生涯学習援助システムの構築が、伝統文化関連学習にも求められている。

もちろん、先の調査でも見られた「楽しみや近隣の人々との交流」を目的とする「余暇活動としての伝統文化関連学習」という従来の意義を認めることも必要である。しかし、同時に学習の深化を願う人たちのために、より高度なプログラムを提供することも必要とされていると思われるのである。本格的生涯学習社会へ移行する「発展途上」にある現在、そのための課題を把握する必要が求められているのである。

Ⅱ. 調査の対象と目的

伝統文化関連学習の現状と将来に向かっての課題を把握するために、1994年8月に自治体の生涯学習講座担当者24名に対する調査を筆者が独自に実施した（有効回答数18）。

この調査で最も重視したのは、生涯学習の課題について意識的レベルのみならず無意識的なレベルにまで及ぶ考察をすることであった。そのために、回答者の数を確保することよりも自治体の生涯学習事業に意欲的かつ創造的に取り組んでいる社会教育主事などの生涯学習事業に対して明確な考えと意見を持っている対象者を選出することを優先した。また、茶道、生け花、能楽等いわゆる伝統文化学習の領域では伝統的な家元制度が中心となっていてところが多く、取材や調査においては調査側と回答者との信頼関係が前提であることから、不特定多数への調査は適さないように思われた。

ただその一方で、対象者の抽出において配慮した点は、①全国的な分布、②伝統芸能の学習が盛んと思われる京都府、③歴史の新しい北海道の3つの地域を対

象として含むようにしたことであった。その上で、①に関しては文部省生涯学習局、②は京都府教育庁社会教育課、そして③に関しては北海道教育庁生涯学習部の協力を得て、最も熱心と評価されている担当者を紹介してもらうことにより、調査の趣旨を理解した質の高い回答を得られるように留意した。

また、寄せられた回答のうち、特に質問用紙の自由回答欄についてはKJ法による分析を行った。この方法は、回答を全てカードに移し換え詳細に検討するので、より深い分析を行うことを可能にすると考えたからである。もちろん、対象者が公務員であるために要請される匿名性を保証する上でも有効であった。

こうした点に留意しながら、調査の枠組みとしては、自治体の生涯学習講座の担当者が、伝統文化関連学習を地域での生涯学習全体の中でどのように位置付けているのか、伝統文化関連学習が持つ特殊性をどのように問題視しているのか、そしてそれをどう克服しようとしているのかを尋ねるために次の3点を設定した。

第1点は、「学習レベル・評価システムに関する課題」である。そもそも自治体が主催する伝統文化関連学習講座で、学習のレベルは住民の学習ニーズのどのレベルに合わせて設定されているのか、学習内容を深化させる意図を持っているのかどうか、そして、その前提となる学習評価基準の構築を考えているのかという点について実態と担当者の意識を探った。

第2点は、「行政と流派・伝統文化団体との関係性に関する課題」である。伝統文化関連学習が、その内容を深めたり評価の基準を創造したりするとすれば、その際には、既存の流派と提携することも必要となるように思われる。この課題は、それらの問題に対する姿勢を明らかにすることを目的にしたものである。

そして第3点は、「学習者・行政・流派を結ぶシステムづくりに関する課題」である。現代の生涯学習社会の諸ニーズを満たすための新たな伝統文化関連学習支援システムを構築する意欲の有無、その際に、既存の流派などの伝統文化・芸能資源を活用することへの構想などに関する担当者の意識を把握したいと考えた。

Ⅲ. 自治体の伝統文化関連学習の現状と課題

(1) 伝統文化関連学習の現状

この『伝統文化・伝統芸能関連講座の企画運営について』の調査を通じて、まず明らかになったことは、公民館で行われる講座の多くは、自主的なサークル活動であり、教育委員会や公民館が主催しているものは、書道などわずかな講座に過ぎないということであった(図1)。そして、教育委員会や公民館がこれらの講座の講師の選定を行う際には「たまたま自治体に住んでいたある流派の有資格者に依頼」したり、「信頼できる人からの推薦」に従ってなされていることも明

らかになった(表5)。そして評価の面では、地域のギャラリーや文化祭の展示コーナーに「作品を発表する場を設ける」程度で、殆ど評価らしい評価はなされていなかった(表6)。受講生の講座終了後の動向として担当者が把握しているのは、「有志で講師を招く」「流派へ正式に入門する」「自主的にサークルを作って活動する」という選択であった。一つ上の段階の講座で学ぶというケースはわずかである(図2)。こうした現状はいかなる課題を背景にしたものなのか、先に挙げたこの調査の3つの目的に従って考察すると、以下の3点が浮き彫りになる。

(2) 学習レベルや評価システムに関する課題

まず注目に値するのは、学習レベルや評価システムについて考察する際、回答者の多くが自治体の主催する伝統文化関連講座の学習レベルについて「あくまでも入門で、さらに深く学ぶには正式に流派に入門すべきだ」という考えに同意していることである(表7)。「そうは思わない」とする意見も、「それは学習者のニーズに任せるべきだ」という理由によるもので、講座のレベルをより深いものにしようという意志の現れではないという点では共通している。どの回答者も、自治体の講座を規定する際に、「さわり程度」「きっかけ」「初級」「入門編」「導入部」という言葉を用いており、「余り専門的になり過ぎることを避けるべきである」、あるいは「自治体の講座は専門分野に深入りすることはすべきではない」、「上級の学習は学習者の自主的な判断に任すべきである」という意見を記している。本調査は、特に地域に偏りなくいくつかの自治体を選んだものであるが、この回答については、日本全国の自治体に共通した傾向であった。

米国の経営学者のP.F.ドラッカーは、「経営管理者の業務で最も重要なことは、繰り返し〈自分たちの仕事とは何か?〉を考え直すことである」⁽⁶⁾と述べているが、以上の回答を通じて、担当者が「自治体の伝統文化関連学習は学習者に初級の学習機会を提供することである」と規定していることが明らかになった。このように学習レベルを「初級」に設定していることは、明治の学校教育制度創設時に、教育関係者が、自らの事業を〈小学校教育の普及〉と規定するのみでなく大学の設置と併せて実施したことと対比する際に、多大な示唆を与えてくれる。つまり、当時から、高等教育を視野に入れた制度を成立させたが故に現在の発展した学校教育があると考える時、伝統文化関連学習を含む自治体主催の生涯学習においても、同様に「初級」ととどまらない、より上級の目標を設定することこそその発展のためには、不可欠の課題であると推察されるからである。

では、それにもかかわらず、自治体の講座担当者は、学習レベルをなぜ「初級」に設定するのだろうか。

第1の理由として推察されるのは「行政の公平性」の問題である。それは、言い換えれば、限られた生涯学習に関する「資源」をより多くの初級学習者に向けた方が批判が少ないという点である。ここで言う「資源」とはもちろん、施設の使用などの物的資源、講座の指導者など人的資源をも含んでいる。ある講座が開設されることによって、その公民館のスペースやその地域の指導者はその講座に供せられることになる。当然それ以外の活動が妨げられることになる。しかし「予算」の問題が最大であることには相違ない。例えば、初級の講座で50名の受講生を教える講師でも、中級や上級の講座で極めて少数の受講生に接する講師も謝礼の額には、それほど差がないことを考えるとすれば、経済効率の上でも、初級学習者を対象にするのが無難だということになると思われる。

第2の理由としては、学習活動の深化を探りたくても、その前提となる評価基準を自治体の事業担当者が設定し得ていないという背景を挙げることができよう。

そもそも評価基準の設定自体については、担当者の間でも賛否両論がある。「自治体の講座では評価はすべきでない」と考える立場からは「評価自体を目的とすることは自治体では好ましくない」という意見が寄せられている。この点は、学習の「場」による目的の違いについて個人的な考えを尋ねた際に、自治体の講座の目的はあくまでも楽しみや地域での住民どうしの交流にあると規定した回答が寄せられたこととも関わっている。先の東京での調査でも明らかになった「余暇を目的にした」学習活動で十分であるという考え方である。

ただすでに述べたように、本論文では、「生涯学習の進展にともない社会教育は一定の評価基準を確立すべきである」「学習評価は不可欠である。免状・資格にかかわらず行政独自の評価基準が必要」という前向きの意見に注目したい。これらは、自治体が、学習者の上級レベルでの学習をも援助すべきという考えかたに根ざした者で、今回の調査では必ずしも多数意見であるとは言えない。しかし、この少数意見は、先に見たような自治体における生涯学習事業全体の発展の可能性を示唆するものである。

いずれにしても、現状では、自治体の担当者に、伝統文化関連学習における「学習レベルや評価システム」を明確にした例は見られないし、そうしようという意識すらさほど払われていないということが明らかになった。この傾向こそ、解決すべき今後の課題として第一に挙げられるものである。

(3) 行政と流派・伝統文化団体との関係性に関する課題

学習レベルが初級レベルのみに限定されていることを「資源配分の問題」と「評価基準の問題」から考察したが、この課題を解決する上で深く関わるのが、「行政と流派・伝統文化団体との関係性に関する課題」である。言い換えれば、

社会教育法第23条の規定へも考慮しながら、資源配分とは異なる意味で「行政の中立性」を保障することはいかんにして可能かという課題である。

調査の結果は、この問題を考察する上で興味深い傾向を示している。まず、「自治体の講座と流派との関係」についての意見があるが、ここには、無関係であることが望ましいとする回答とそれに反対する回答がほぼ同数寄せられている（表8）。しかし、無関係であることが望ましいとする自治体の多くを検討した結果、そこには、実際に教育委員会や公民館が主催している講座自体が存在しないことが明らかとなっ。逆に「無関係に行くことはできない」と回答した自治体の多くが、実際に伝統文化関連の学習講座を有している自治体であった。これらの回答には、「流派にこだわると講師がいなくなる」「各派を調整しながら順番に講座を行っている」という補足意見が付されていた。

このことから明らかになるのは、結局のところ「行政の中立性」の保障を意識した場合、現時点では全く講座を運営しないという選択が多く取られるということであり、逆に「講座を運営する」という前提に立つと、その方法を模索しながら講座を運営しているという現実であった。

次に、評価基準の構築について寄せられた意見では、評価基準を構築するための一つの方法であるように思われる「既存の流派や団体などの評価体系の導入」については、全員が「反対」の回答をしている（表9）。その中には、「特定の流派との提携は不可、名取・資格・免状は行政の場では不可能」「流派の評価基準を導入することは一切不要である」など、先の社会教育法23条を強く意識していると思われる意見も見られる。

この点に現場の担当者の一つのジレンマがあると推察される。より高いレベルの学習内容を保障することや評価基準の構築の必要性を強く感じていたとしても、自治体が独自に評価基準を創造することは、今のところ実現していないのである。とは言え、既存の流派や文化団体と提携することを回避するのは、「行政の中立性」を保障しなければならないという観点からも当然の判断であると言える。このジレンマこそが、高いレベルの学習は自治体では不可能だと考える意識の根底にあるように思われる。

そして、このジレンマは、この種の伝統文化関連学習は本来伝統的な師弟関係を前提にしたものである⁽⁷⁾という特殊性によって、さらに複雑なものになっている。自治体の担当者もこの特殊性について十分認識していることを調査結果から推察することができる。表10は「伝統的な師弟関係がない伝統文化関連学習は意味がない」という考え方への意見を示したものである。一見すると伝統文化学習と伝統的な師弟関係との関係に対する否定的な意見とも見受けられるが、自由記述欄に「自治体の講座は厳しい師弟関係は不要である」「伝統文化の学習と伝

統的な師弟関係は必ずしも一致しない」,あるいは「師弟関係がある学習は自治体が主催すべきではない」という回答が見られることをもとに考察すると、これらは単純に否定的な意見であると捉えるよりも、先の「中立性」などとの関わりから一定の限界を意識した回答であると判断するのが妥当であるように思われる。

そして「一定の師弟関係がないと高度な技量の向上は図れない」「深く学ぶためには、個人的な師弟関係のつながりは大切、だがそれを自治体に望むのは無理」という回答に着目すると、自治体の担当者の中も、個人的には、伝統文化関連学習においては流派との提携を避けて通れない現実があることに気づいているように思われる。

おそらく、こうしたジレンマの結果が、評価を必要としない初歩の学習レベルにとどまることで流派や伝統文化団体との接点を最低限にとどめることであり、学習者の自主サークルに委ねることであると推察される。しかしいずれにせよ、長い歴史をかけて、伝統文化・伝統芸能を維持してきた流派や伝統文化団体が、自治体や民間企業の主催する講座において、すでに講師供給源として機能していることは事実である。であるならば、むしろ、書道、茶道、短歌・俳句、生け花など幾世代に渡って、個々の師弟関係の営みの総和として発展してきた学習活動は、学習レベルや評価を含めた形で現代の生涯学習体系の中に位置付けることが求められているのではなからうか。そうした問題意識を明確にせず、ないがしろにすることは、本来の意味での伝統文化学習を行っているといえるのかどうか疑問である。要するに、この問いに真剣に向き合うことが期待されている。言うまでもなく、この「行政と流派・伝統文化団体との新しい関係性」は極めて大きな課題である。だからこそ、この点を克服することが、伝統文化関連学習の生涯学習化の成功の鍵を握っているように思われるのである。

(4) 学習者・行政・流派を結ぶ新しいシステム戦略

それでは、こうした諸課題を解決する手がかりはどこにあるのだろうか。

調査を通じて得ることができた、伝統文化関連学習の将来の展望を考える上で手がかりとなるように思われるのは、自治体の担当者の一部に「行政は主催する講座において、より高度で深い学習を目指す人々を支援することが社会的役割である」「自治体が自らの評価基準を開発することが今後の生涯学習事業の発展に不可欠である」という意見が見られたことであった。そのような考えを持った担当者及び自治体では将来の伝統文化関連学習の支援システムのあるべき姿を示唆する実践がすでになされていた。

例えば、日向市には伝統文化・伝統芸能を含むあらゆる文化芸術団体が参加する文化連盟という組織がある。日本舞踊、謡曲、書道、茶道、華道などの各流派

がこのなかに含まれており、自治体の担当者は講座の設定や講師の選定をこの中立機関に相談するという試みがなされていた。この手続きによって、行政は特定の流派に偏しているという批判をまず回避することができる。そしてそれと共に、それぞれの学習内容に通じた専門家からの助言を受けることも可能になり、担当者自身が流派の内容についての知識を得ることができるのである。このことは、自治体による講座の運営にさまざまな利点をもたらすものと思われる。

一方、伝統文化や伝統芸能に関わる団体の側でも新しい動向を見ることができ、島根県松江市では、元松江城主松平不昧侯が大名茶人であったという伝統から、毎年1回各流派が合同して開催する「松江城大茶会」が10年以上にわたって行われている。ある流派の参加者が「流派を超え、まさに『市民の茶会』として全国に誇りうる」茶会であると述べているように、そこでは「茶の湯文化に新たな歴史を加える」ことが目指されているとも地元紙は報じている⁽⁸⁾。

このように、それぞれの伝統文化・芸能において流派を超えた共同の試みが次々に生まれるならば、学習者と行政や民間生涯学習事業者、そして各流派の間が円滑に調整され結ばれることが期待できる。井上俊氏は、剣道の千葉周作、柔道の嘉納治五郎が近代的な評価体系の工夫によって、伝統的武芸をスポーツへと発展させた功績を評価している⁽⁹⁾が、こうした伝統文化の新しい動向が、そのような伝統に再び光を当てる契機になることも期待できるのである。

IV. ま と め

以上、自治体における伝統文化関連講座の現状と課題を整理した。こうした伝統文化関連学習が自治体の講座では不十分にしかなされず、結局「入門レベル」以外の学習活動は、それ以外の「場」（民間の講座や個人の教授所）に委ねられるとするならば、これらの学習は、一部の職業的従事者と限られた上流階層の特殊な趣味・お稽古事、あるいは階層を誇示するステータス・シンボルにとどまることになる。そのことは、東京でのアンケート調査において、現在伝統的なお稽古事に現在取り組んでいない理由の一つとして「費用がかかる」ことが挙げられていることから明らかである（表11／図3）。つまり、このままでは「生涯学習時代到来」とは言われながらも、それが部分的なものにとどまり今後の大きな発展は望めないという展望しか描けないことになるのである。

この課題の鍵は、いくつかの例に見られたような地方の自治体の担当者の個別の努力以上に、文部省生涯学習局や文化庁などの中央のレベルで、現場に役立つ戦略を模索・構築することかもしれない。

もちろん、自治体や各流派・団体を生涯学習の新しい時代にふさわしい方向に

90 自由研究

向かわしめる原動力は、学習の主体である人々の関心や態度に負う点が大きいかとも事実である。自国の伝統文化や芸能にいかに関心と愛情を抱き、そこに含まれている豊かな内容を享受したいという意欲が大きな役割を果たすことを最後に付け加えておく。

注

- (1) 拙稿「家元制度の師弟関係にみる日本人の伝統的人間関係とひらがな『いえもと』についての提案」(流通経済大学大学院社会学研究科論集 No.1 1994) p. 85
- (2) この調査は筆者が研究員として勤務する生涯学習局主管の教育財団である上廣倫理財団が1994年6月に朝日ホールで実施した調査で、対象者は首都圏の朝日、毎日、読売、日経、産経、東京の6大新聞の読者。公募の結果抽選で入場した家庭教育講演会の参加者を対象として行われた。生涯学習における伝統文化関連学習の実態を把握する目的で別紙の設問を行ったものである。
- (3) 西山松之助『家元の研究』吉川弘文堂 1990, pp. 15-16
- (4) 古市勝也「教養・ならい事の資格と免状」(『日本生涯教育学会年報第13号』1992) pp. 46-47
- (5) 山本恒夫「学習成果の評価と活用」(辻功・伊藤俊夫・吉川弘・山本恒夫編著『概説生涯学習』第一法規 1991) pp. 230-231
- (6) P.F. Drucker "Practice of Management" Harper & Law
- (7) 西山松之助『家元の研究』吉川弘文堂 1990 pp. 3-4
- (8) 1994年10月13日付 山陰中央新報
- (9) 井上俊「『武道』の発明-嘉納治五郎と講道館柔道を中心として」(社会学研究会『ソシオロジ』第32巻2号 1992)

『伝統のお稽古事を中心とする生涯学習実態調査』（平成6年6月実施）

表1 この3年以内における、伝統的なお稽古事の学習経験について
(%)

	総 数	男 性	女 性	性別不詳
していることがある	135 (37.1)	36 (29.7)	93 (39.8)	6 (66.6)
したことがある	68 (18.7)	16 (13.2)	51 (21.8)	1 (11.1)
したことはない	150 (41.2)	67 (55.4)	81 (34.6)	2 (22.2)
回 答 な し	11 (3.0)	2 (1.7)	9 (3.8)	0 (0.0)
計	364 (100.0)	121 (100.0)	234 (100.0)	9 (100.0)

表2 関心のある伝統的なお稽古事ランキング（複数回答）

(%)

順位・内容	（最も関心のある）	順位・内容	（最も関心のある）
1. 書 道	112 (26) [25.2]	9. 琴	15 (4) [3.4]
2. 短歌・俳句	68 (18) [15.3]	10. 謡曲・狂言	14 (2) [3.2]
3. 茶 道	55 (14) [12.4]	11. 日本舞踊	11 (2) [2.4]
4. 生 け 花	52 (17) [11.7]	12. 柔 道	6 (1) [1.3]
5. 陶 芸	31 (7) [7.0]	13. 長唄・小唄	5 (1) [1.2]
6. 日 本 画	28 (7) [6.3]	14. 弓 道	4 (1) [0.9]
7. 囲 碁	23 (6) [5.2]	15. 剣 道	2 (2) [0.4]
8. 礼 法	18 (3) [4.1]	計	444 (111) [100.0]

表3 学習の目的（学習経験有203名、複数回答）

内 容	回答数 (%)	内 訳
余暇活動として	287 (45.3)	気分転換 119 健康・体力 54 充実感 114
自己啓発として	272 (42.9)	仕事・転職 10 知識教養 98 芸術 89 修養 75
社会関係の構築	63 (9.9)	友人 45 つき合い 5 地域活動 2 職場 11
そ の 他	12 (1.9)	
計	634 (100.0)	

表4 学習の方法／場所

(学習経験有203名回答
学習経験2回以上は複数回答)

(%)

1. 公民館	92 (24.5)
2. 民間講座教室	77 (20.5)
3. 個人の教授所	66 (17.5)
4. 自分一人で	65 (17.3)
5. 職場や地域で	46 (12.2)
6. 大学公開講座	26 (6.9)
その他	4 (1.1)
計	376 (100.0)

『伝統文化・伝統芸能関連講座の企画・運営について』の調査

(平成6年9月実施: 18名回答)

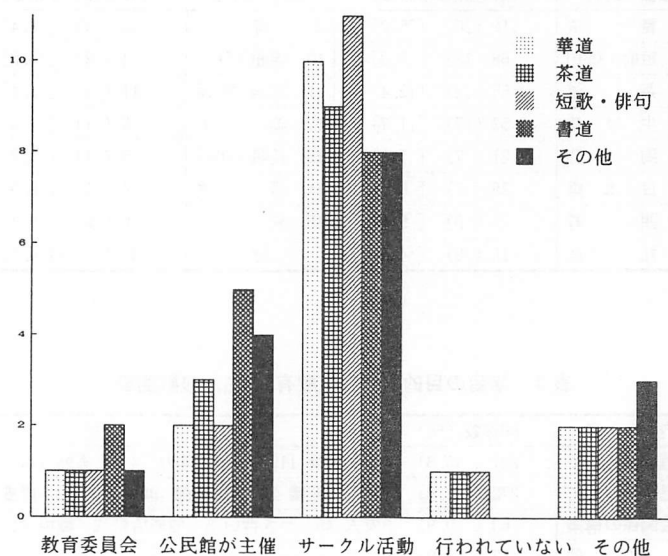


図1 生涯学習における伝統芸能・伝統文化に関する学習活動の実施形態

表5 指導者や流派の選択について、下記11項目から2つ選択
(教委・公民館：18名中6名回答、サークル18名中3名回答)

	教委・公民館					自主的サークル				
	華道	茶道	短・俳	書道	その他	華道	茶道	短・俳	書道	その他
① まず流派を決め、自治体に住むその流派の関係者（特に資格はない）に依頼した。										
② まず流派を決め、自治体に住むその流派の有資格者に依頼した。										
③ まず流派を決め、自治体外からその流派の関係者（特に資格はない）を招聘した。										
④ まず流派を決め、自治体外からその流派の有資格者を招聘した。					1					
⑤ 特に流派は定めず、たまたま自治体に住んでいたある流派の関係者に依頼した。				2	3					
⑥ 特に流派は定めず、たまたま自治体に住んでいたある流派の有資格者に依頼した。	1	1		2	3					
⑦ 特に流派は定めず、信頼できる人からの推薦に従った。	1	1	1	2	3	1	1	1	1	
⑧ 流派などとは無縁だが、自治体に住む指導力のある人に依頼している。						1	1	1		1
⑨ 教師、または退職した教師に依頼した。										1
⑩ 受講性が自ら希望する流派、指導者に依頼したので特に主催者では選んでいない。			1	2						2
⑪ その他		1		1		1	1	1		4

表6 自治体の伝統文化・伝統芸能に関する講座の評価について

	華道	茶道	短歌・俳句	書道	その他
主催者独自の評価段階	0	0	0	0	0
流派と提携して資格・段位	0	0	0	0	0
作品の発表する場を設ける	1	2	2	5	3
評価はしていない	2	1	1	3	3
その他	0	0	0	0	0
回答なし	1	1	1	2	1
計	3	3	3	10	6

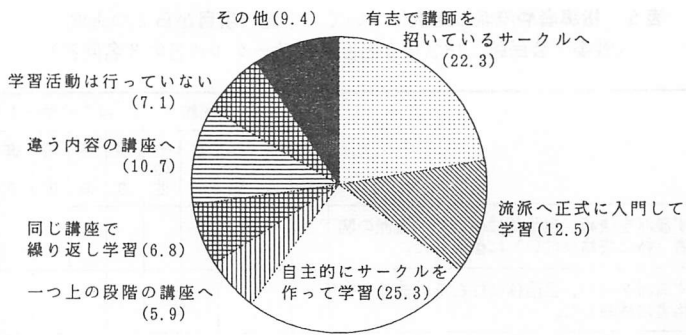


図2 受講生は終了後どのような活動を行っているのか (%)

表7 「自治体の主催する伝統文化・伝統芸能に関する講座はあくまでも入門で、さらに深く学ぶには正式に流派に入門すべきだ」

そ　う　思　う	10
そうは思わない	6
どちらとも言えない	1
回　答　な　し	1
合　　　　　計	18

表8 「自治体の生涯学習講座では伝統文化・伝統芸能の学習をする際に、特に歴史と伝統を持つ流派と無関係に行うことが望ましい」

賛　　　　　　成	8
反　　　　　　対	7
どちらとも言えない	2
回　答　な　し	1
合　　　　　　計	18

表9 「自治体の生涯学習講座が特定の流派と提携して、その流派の定める一定の学習段階の評価を導入する」という考えについてどう思いますか。

賛	成	0
反	対	15
どちらとも言えない		2
回 答 な し		1
合	計	18

表10 伝統文化・伝統芸能に関する学習を自治体の講座で学ぶ際には、それを個人の教授所で学ぶ時に比べて次の点が「劣っている」という意見がありますが、あなたはどのように思いますか。

▼「講座を終了しても免状・資格などが与えられない」

とてもそう思う	0
まあそう思う	7
あまりそう思わない	7
全くそう思わない	3
回 答 な し	1

▼「伝統的な師弟関係がない伝統文化・伝統芸能に関する学習は意味がない」

とてもそう思う	1
まあそう思う	3
あまりそう思わない	7
全くそう思わない	6
回 答 な し	1

表11 現在学習していない理由
(218名回答)

(%)

1. 忙しいから	89 (40.8)
2. 費用がかかる	29 (13.3)
3. 関心がない	26 (11.9)
4. 施設がない	23 (10.6)
5. 友人がいない	12 (5.5)
5. 指導者がいない	12 (5.5)
7. 師弟関係	8 (3.7)
回答なし	19 (8.7)
計	218 (100.0)

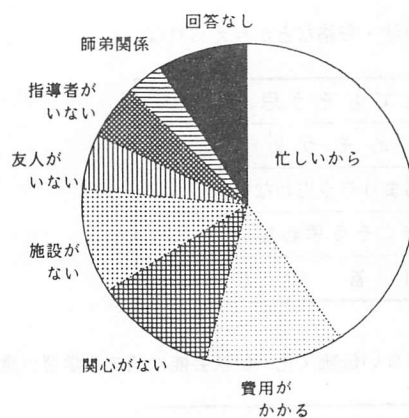


図3 現在学習していない理由